

Feel Kita-Biwako! ～醸彩未来～ 出店募集要項

1. 目的

滋賀県の発酵産業のさらなる盛り上げと知名度向上を図るため、「滋賀県発 発酵×Xビジネス報告書」(令和2年3月策定)に基づき、県内中小企業者の発酵製品の販売等によるPR活動を通して、滋賀の発酵製品の魅力を県内外の人々に知ってもらい、ファンを創出する。

2. 概要

- (1)滋賀県内 3 ヶ所(平和堂あどがわ店・えきまちテラス長浜・彦根総合スポーツ公園)で行うイベントでの販売
- (2)上記 3 ヶ所のうち彦根総合スポーツ公園を除くイベントでの子ども・若者向けワークショップの実施

3. 出展について

- (1)出展対象者： 滋賀県内に本店または本社をおく事業者
※ただし、令和 7 年 10 月 25 日(土)、26 日(日)、27 日(月) のイベントには
北部3市(高島市・長浜市・米原市)に本店または本社をおく事業者のみ参加可能
- (2)出品物： 製造過程において発酵技術を用いた商品であるもの
食品に限らない
常温品が望ましい
冷蔵品はご相談ください(冷蔵陳列はスペースに限りがあります)

4. 募集内容

(1)販売

期間・場所：

- ①令和 7 年 9 月 27 日(土)、28 日(日) 平和堂あどがわ店駐車場 イベント会場
 - ②令和 7 年 10 月 11 日(土)、12 日(日) 平和堂あどがわ店駐車場 イベント会場
 - ③令和 7 年 10 月 25 日(土)、26 日(日)、27 日(月)
わた SHIGA 輝く障スポ開閉会式・競技会場(彦根総合スポーツ公園)
 - ④令和 7 年 11 月 1 日(土)、2 日(日) えきまちテラス長浜 イベント会場
 - ⑤令和 7 年 11 月 15 日(土)、16 日(日) えきまちテラス長浜 イベント会場
 - ⑥令和 8 年 1 月 17 日(土)、18 日(日) えきまちテラス長浜 イベント会場
- 各日 11 時 00 分～16 時 00 分 ※障スポ会場のみ開始終了時間未定
※③令和 7 年 10 月 25 日(土)、26 日(日)、27 日(月) のイベントには北部3市
(高島市・長浜市・米原市)に本店または本社をおく事業者のみ参加可能

募集数 : 10事業者
条件 : 全日程に出品できること
※やむを得ない事情で販売に立ち会えない日程がある場合はご相談ください
販売形態 : 委託販売(消化仕入)
イベント事業者と委託販売契約を締結していただきます
レジ業務はイベント事業者が行います

(2)子ども・若者向けワークショップの実施

日時・場所:

①令和7年9月28日(日) 平和堂あどがわ店駐車場 イベント会場

②令和7年11月2日(日) えきまちテラス長浜 イベント会場

③令和8年1月18日(日) えきまちテラス長浜 イベント会場

各日11時00分～16時00分まで

募集数 : 各日1事業者

内容 : 五感を使って手軽に体験でき、発酵食品の魅力を伝えられるもの
観光客でも気軽に体験できるよう30分前後で完成するものが望ましい
ミニ味噌づくり・ミニパフェづくり・顕微鏡で菌観察・香り嗅ぎ分け体験など

料金 : 1名につき500～1,000円程度(イベント運営経費実費相当分)

人数 : 各日30名程度(応相談)

5. 募集スケジュール

応募から出店までのスケジュールは以下のとおりとする。

項目	期日	備考
応募締切	8月24日(日)	事務局へ申込書を提出
選定結果通知 出品・出店案内書面送付	8月29日(金)頃	メール等にて通知

6. 応募について

(1)提出書類

別紙出店申込書兼誓約書

(2)応募方法

提出書類を電子メールまたは郵送またはFAXにて提出すること。

<提出先>

地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業および発酵産業魅力発信事業 事務局
(受託者 : 株式会社平和堂 地域共創事業部)

メール：e.kunimoto@heiwado.co.jp

郵送先：〒522-8511 滋賀県彦根市西今町1番地 株式会社平和堂

地域共創事業部 旅行課 國本 宛て

FAX：0749-23-8062

※申込書を郵送またはFAXした場合はその旨を必ず電話で連絡すること。

(3)応募締切

令和7年8月24日(日)必着

7. 出店者の選定

(1) 出店事業者の選定方法等

ア 事務局は応募内容を確認し、応募要件を満たしていると認められた場合は、その応募者を
出店事業者とする。

イ 応募者が募集を上回った場合は、参加事業者の業種の偏りを調整の上、抽選により選定するものとする。

(2) 結果通知

結果通知は、応募者に対し出店申込書に記載された連絡先へ電子メール等にて送付する。

8. 遵守事項

出店事業者は遵守事項に従うこと。遵守事項や事務局の指示に従わない場合には、出店許可を
取消すことがある。

- (1) 事務局へ必要書類の提出・届出をする際は、期限を守り、適正に手続きを行うこと。
- (2) 出店に係る権利を他人に譲渡または委託しないこと。
- (3) 店の意匠や販売員の服装が周囲の景観と著しく不調和でないこと。
- (4) 自己都合により出店を中止する場合は、速やかに事務局へ報告すること。
- (5) 営業に必要な資機材・包材等は、出店事業者が自ら用意すること。
- (6) イベント参加者等へ危険がないよう配慮し、安全対策を講じること。
- (7) イベント参加者等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- (8) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店事業者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を事務局へ報告すること。
- (9) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- (10) 出店場所その周辺を適宜清掃し、美化維持に努めること。
- (11) 出店事業者が排出したごみは出店事業者が持ち帰り、処分すること。
- (12) 出店により生じた排水は、出店事業者が持ち帰り、処分すること。

9. 問い合わせ先

地場産業・伝統的工芸品魅力発信ベース検討事業および発酵産業魅力発信事業 事務局

メール：e.kunimoto@heiwado.co.jp

電話番号：0749-23-5875（平日 10:00～18:00）

※平和堂旅行センター 本部営業所内